

訪問看護及び介護予防訪問看護の運営規程

済生会川俣訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会が開設した済生会川俣地域ケアセンター内済生会川俣訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員及びリハビリ職員が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた利用者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 ステーションは事業運営に当たって、必要な時必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

- 第 3 条 ステーションはこの運営にあたっては主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という)に基づく適切な訪問看護野提供を行う。
- 2 ステーションは訪問看護を提供するにあたっては、当該職員が訪問看護を行うものとし、第三者の委託へ委託によって行ってはならない。

(事業所の名称等)

- 第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 名 称 済生会川俣訪問看護ステーション

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第 5 条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。但し、介護保険法と関連法に定める基準の範囲において適宜職員を増減することができる。

職 種	資 格	常 勤	非 常 勤	備 考
管理者	経験のある看護師	1 名	—	看護職員と兼務
看護職員等	看護師	3 名		うち 1 人管理者と兼務
	リハビリスタッフ		1 名	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
	事務員		1 名	

- (1) 管理者は、利用者の申し込みに係る調整、所属職員を指揮、監督し、適切な事業が行われるよう統括する。但し、管理上支障がない場合はステーションの他の職務に従事、または、同一敷地内にある他の事業所、施設の職務に従事できるものとする。

(2) 看護職員

訪問看護計画書及び報告書を作成し、事業の提供にあたる。(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護

報告書を含む

(3)リハビリ職員

訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

(4)事務職員

介護報酬及び診療報酬の請求事務、利用者への請求書作成。他、届出等の事務処理の補助を行う。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日 8 時 45 分～17 時

土曜日 8 時 45 分～12 時

但し、国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日は除く

2 常時24時間、利用者その家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(利用時間及び利用回数)

第 7 条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

但し、医療保険適用となる場合は除く。

(訪問看護提供方法)

第 8 条 訪問看護提供は次の通りとする。

(1) 利用者がかかりつけ医(主治医)に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、看護計画を作成し訪問看護を実施する。

(2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、関係機関に調整を求め対応する。

(事業の内容)

第 9 条

(1) 病状観察・健康相談 (バイタルサイン、病気の観察と助言、食事指導、環境整備)

(2) 日常生活の援助 (清拭、入浴介助、洗髪、食事介助、排泄介助)

(3) 医師の指示による医療処置 (吸引、胃ろう、在宅酸素、留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理、人工呼吸器、褥瘡処置)

(4) 認知症の看護 (認知症の介護横断、悪化予防、事故防止の助言など)

(5) 苦痛の緩和と看護

(6) 在宅看取りの看護

(7) リハビリテーション (ADL 動作訓練、介助指導、ポジショニング指導、起居動作訓練等)

(8) その他 (家族の相談と支援、健康福祉サービスの紹介や連携)

(利用料等)

第 10 条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問指定看護が法定代理人受領サービスであるときは、介護負担割合証に記載の自己負担割合に応じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1 キロメートルあたり 50 円を徴収する。

3 医療保険を行う事業に要した交通費は、ステーション事務所から自宅までの交通費の片道のみ実費を徴収する。自動車を利用した場合の交通費は 1 キロメートル当たり 50 円とし、小数点は切り上げた金額を徴収する。

4 死後の処置料は、13,000 円とする。処置に使用するセットを使用した場合は、使用した物品分を徴収する。

5 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

6 前三項の費用の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対して利用料と、その他の利用料について記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、川俣町、福島市、伊達市、二本松市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第 12 条 指定訪問看護(指定介護予防看護)の提供を行っているときに、利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当て行うとともに速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問看護(指定予防訪問看護)の提供により事故が発生した場合は市町村、該当利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(相談・苦情対応)

- 第 13 条 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の供に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は提供した指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)に関し介護保険法 23 条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業者は提供した指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)に係る利用者からの苦情に関して国民保健連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第 14 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報に適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業医者が得た利用者の個人情報については事業者の介護提サービス提供以外の目的で原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
 - 3 利用者の個人情報については、事業所を退所した後についても、開示、漏洩もしくは使用しない。また個人情報が記載、記録されている媒体の複製物および関係資料がある場合には、退職時にこれを事業所にすべて返還もしくは廃棄し、自ら保持しない。

(虐待に関する事項)

- 第 15 条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待防止のための次の措置を講じるものとする。
- (1) 虐待を防止するための利用者に対する研修の実施
 - (2) 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者(利用者の家族、高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他の運営に関する留意事項)

- 第 16 条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制について整備する。
- (1) 採用研修 採用後 2 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回
- ② 継続研修 年 1 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所の事業者は、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供させないものとする。
- 5 事業者は、訪問看護に関する記録を整備し、サービス提供終了した日から3年間保存するものとする。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等、診療記録は5年間保存とする)
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、済生会川俣地域ケアセンターとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
2. 平成 28 年 1 月 1 日一部改正
3. 令和 3 年 6 月 1 日一部改正
4. 令和 6 年 12 月 1 日一部改正

職 種	資 格	常勤	非常勤	備 考
管理者	経験のある看護師	1名	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	2名		うち1人管理者と兼務
	准看護師	1名		